

意見提出者	ヤフー株式会社
-------	---------

1. 項目	医薬品（市販薬）の情報提供における対面原則の改正
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>市販薬のうち、第1類医薬品と第2類薬品については、2009年6月1日から施行された薬事法施行規則により、対面で情報提供を行うことが求められている。</p> <p>ネット販売やその他の通信販売では対面での情報提供が行われなため、当該市販薬の販売ができない。</p> <p>その結果、以下のような方々の健康維持に関する利益が損なわれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩いて薬局・薬店に行くことができない、体に障害をお持ちの方、お年をとられた方および近くに薬局・薬店のない僻地にお住まいの方 ・ 開店時間中に薬局・薬店に行くことができない共働きの方、子育て中の方、介護中の方 ・ 漢方薬など、一般の流通経路では販売されていない医薬品を服用されている方、近くの薬局では販売されていない常用薬をお使いの方 ・ 近所には品揃えの悪い薬局・薬店しかないという方
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法施行規則第15条の4
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「対面販売の原則」の趣旨が「医薬品を安全に服用するための情報提供を行う」ことにするのであれば、通信販売では、店頭では開封前には見ることのできない添付文書を提示したり、各種公式情報へのリンクによる詳細な情報提供を行ったり、メールや電話による相談応需により店頭販売より望ましい情報提供を行うことが可能である。</p> <p>また、当該情報提供・相談応需を、個々の薬剤師の能力に左右されず、必ず一定以上のレベルで行えることも大きなメリットである。</p> <p>法律の趣旨を考慮せず、形式的に対面でないことを理由として通信販売を規制するのは妥当ではない。</p> <p>そのため、第1類、第2類の市販薬についても、ネット上の情報提供に基づきネット販売を可能とすべき。</p> <p>ネット上における情報提供の方法としては、PDFファイルによる説明書の事前提供、医薬品安全情報ホームページへのリンク、メール・電話による薬剤師の相談応需などが有用である。</p>